

交通労働災害を防止しましょう！



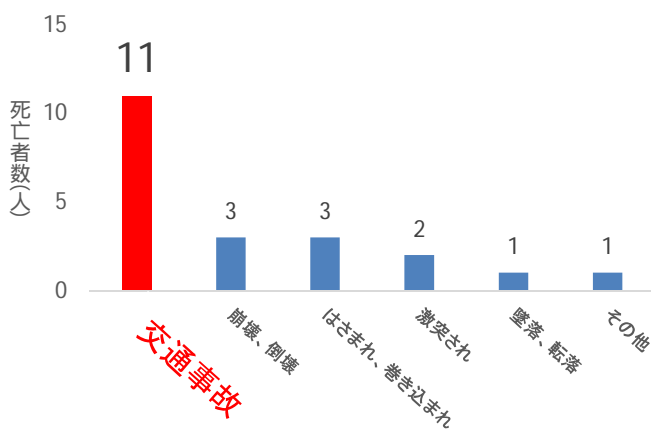
管内の直近5年間（平成28年1月～令和2年5月末日現在）における交通労働災害による死亡者数は、死亡者数全体の半数以上を占めており、本年においても、死亡災害が発生しています。

交通労働災害による死亡者数は11人に上り、その内の3人が新聞販売業であり、他業種と比べて高い水準にあります。

新聞配達中の交通事故を防止するため、裏面に記載されている交通労働災害対策を実施し、交通労働災害の撲滅に努めてください。

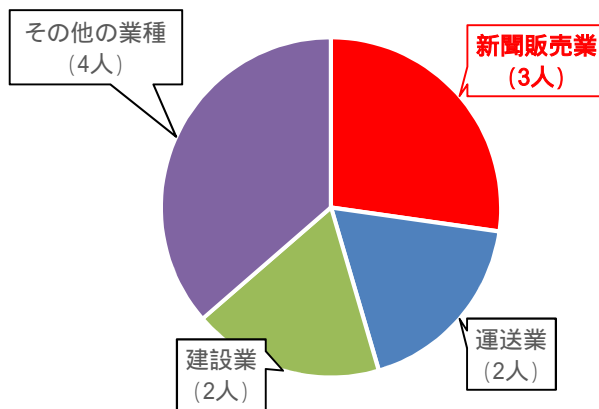
死亡災害の事故の型別内訳

（平成28年1月～令和2年5月末日現在）



交通死亡災害の業種別内訳

（平成28年1月～令和2年5月末日現在）



< 死亡災害事例 >

| 朝刊配達中 （自転車） | 朝刊配達中 （徒歩） | 夕刊配達中 （原動機付自転車） |
|---|--|---|
| 朝刊配達中、県道の横断歩道がないところを自転車で横断しようとしたところ、進行方向左側から走行してきた乗用車に衝突した。 | 朝刊配達中、県道の横断歩道がないところを徒歩で横断しようとしたところ、進行方向左側から走行してきた乗用車に衝突した。 | 夕刊配達中、点滅式信号機のある見通しの悪い交差点に進入したところ、進行方向左側から走行してきた乗用車と出合い頭で衝突した。 （本年発生） |

労働者を交通労働災害から守るために

自動車、原動機付自転車を利用する者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

☑ 事業主の責務

・労働者に自動車等の運転を行わせる事業者は、交通労働災害防止対策の積極的な推進を図ることにより、交通労働災害の防止に努める。

☑ 労働者の責務

・自動車等の運転を行う労働者は、交通労働災害を防止するため、事業主の指示など、必要な事項を守り、事業主に協力して交通労働災害の防止に努める。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した**交通安全情報マップ**を作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の**安全衛生教育**を実施する。

- ・**交通法規、運転時の注意事項**等の理解
- ・**飲酒による運転への影響**の理解
- ・**交通危険予知訓練**による安全確保
- ・**交通安全情報マップ**による実態把握

☑ その他

- ・運転者に対し、**健康診断**や**面接指導**などの健康管理を行う。
- ・**異常気象**や**天災**の場合、安全の確保のため**走行中止、徐行運転**や**一時待機**など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に**自動車を点検**し、必要に応じて補修を行う。

自転車を利用する者、徒歩で配達する者に必要な配慮

☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の**安全衛生教育**を実施する。

- ・**交通法規**等の理解
(道路を横断する際は、必ず横断歩道のあるところを横断する等)
- ・**交通危険予知訓練**による安全確保
- ・**交通安全情報マップ**による実態把握

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した**交通安全情報マップ**を作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 視認性の向上

- ・**蛍光・反射板の貼付**、**蛍光・反射ベスト**を着用するなど、運転手が認識しやすい目立つ服装を心がける。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

交通労働災害を防止しよう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

交通労働災害防止のためのガイドライン

検索

交通労働災害の現状と防止対策

検索